

弁護士が教える「社長さん、それは危険です」④

## 目で見てわかる！！ワイドショー式 「事例で学ぶ独占禁止法」

独占禁止法なんて「うちには関係ない」と思っていませんか？では、以下のようなケースはどうでしょう。どこの企業でも起こりうる事案ではないでしょうか。実はこれ、いずれも独占禁止法違反になりうる行為なのです。



### 独占禁止法違反になりうるケース

- 会合後の親睦会の場で、何気なく、他社の営業部長に原材料費の高騰を理由に販売している製品を100円値上げすることを伝え、その他社も100円値上げすることを決めた。
- A社は、B社とライセンス契約をした技術を使って製造した製品をC社にだけ販売するように義務付けた。
- A社は、B社とライセンス契約をした技術を使って製造した製品の販売価格に制限を加えた（ある価格を超えては値下げしないよう制限を加えた）。

独占禁止法の問題は意外と身近なところにも潜んでいます。企業の経営者の皆様・法務部の皆様であれば、独占禁止法の基礎は理解しておいて損はありません。また、特許権などのライセンス契約の際にも、独占禁止法をうまく使えば、独占禁止法違反をバーゲニングチップ（切り札）として、有利に契約交渉を進めることもできます。とは言いましても、独占禁止法はあまりなじみのない難しい法律かと思えます。今回の講演では、具体的な事例を、テレビのワイドショーなどでみられるフリップの「めくり」方式で、わかりやすく説明させていただきます。

★講師は「法律相談から家電選びまで何でもできます家電弁護士」の内田誠氏（岡田春夫総合法律事務所 弁護士）です。

◆日時 平成**29**年**1**月**20**日（金）  
18:30~20:00（セミナー） 20:00~21:00（交流会）

◆場所 ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）  
北館3階 309号室  
東大阪市荒本北1-4-17（近鉄けいはんな線「荒本駅」下車5分）

◆申込 「インターネット」または「FAX」  
※インターネットは、MOBIOホームページにアクセスしてください  
※FAXは「裏面の申込書」に記載してください

◆お問い合わせ  
ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）  
（担当：藤原、真鍋）TEL：06（6748）1052

MOBIO

検索

から「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください

<http://www.m-osaka.com>



参加申込書 (FAX06-6748-1062) ※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

平成29年1月20日(金)

目で見てわかる!!ワイドショー式「事例で学ぶ独占禁止法」

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は 20:00 より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。(会費 1,000 円)

MOBIOからセミナーに関する連絡をすることがあります。